

令和7年度 大垣市クリーンセンター余剰電力売却仕様書

この仕様書は、令和7年度 大垣市クリーンセンター余剰電力（非FIT）の売却（単価契約）に適用する。

1 件名

令和7年度 大垣市クリーンセンター余剰電力売却

2 施設概要

- | | |
|------------|-------------------|
| (1) 設備名称 | 大垣市クリーンセンター発電所 |
| (2) 事業者ID | B436607 |
| (3) 設備ID | B000504D21 |
| (4) 所在地 | 大垣市米野町3丁目1番地1 |
| (5) 業種及び用途 | 一般廃棄物処理施設（ごみ焼却施設） |

3 予定売却電力量

1,502,300キロワット時

4 算定根拠資料

- | | |
|----------------------------------|------------------|
| (1) 令和7年度 運転計画（案） | 資料1のとおり |
| (2) 令和7年度 予定売却電力量 | 資料2のとおり |
| (3) 焼却炉稼働実績
（令和3年度～令和5年度） | 資料3のとおり |
| (4) 月別売却電力量実績
（令和3年度～令和5年度） | 資料4-1から資料4-3のとおり |
| (5) 時間帯別売却電力量実績
（令和3年度～令和5年度） | 資料5-1から資料5-3のとおり |

5 供給期間

令和7年4月1日0時から令和8年3月31日24時まで

6 受給地点

所在地と同じ

7 送電責任分界点

中部電力パワーグリッド株式会社（以下「一般送配電事業者」という。）の53サ485号柱より引き込みの大垣市（以下「甲」という。）所有の大垣市クリーンセンター構内1号柱に施設した甲の区分開閉器電源側接続点

8 財産責任分界点

送電責任分界点に同じ。ただし、取引用電力計（一般送配電事業者財産）は除く。

9 接続電力系統

中部電力パワーグリッド株式会社

10 電気方式等

- (1) 電気方式 交流3相3線式
- (2) 最大受電電力 1,000キロワット
- (3) 周波数 60ヘルツ
- (4) 供給電圧 6,600ボルト
- (5) 標準力率 85%
- (6) 受電方式 1回線受電

11 発電設備

- (1) 発電機 蒸気タービン発電機
- (2) 燃料 廃棄物
- (3) 定格出力 蒸気タービン：1,400キロワット×1基
- (4) 最大電力 1,400キロワット

12 その他設備

- (1) 非常用発電機（ディーゼルエンジン発電機） 400キロボルトアンペア
- (2) ごみ焼却施設（流動床式焼却炉） 80トン／日×3炉

13 環境価値の帰属

発注者の発電設備は、再生可能エネルギー固定価格買取制度の適用を受けていない再生可能エネルギー電源（非FIT非化石電源）であり、発注者から受注者に売却する余剰電力には、非化石証書による環境価値を含むものとする。

また、ごみ質の組成分析結果によるバイオマス比率の算定は、本市において毎月実施する予定である。

【過去3か年のバイオマス比率】

月	令和3年度	令和4年度	令和5年度
4月	43%	51%	51%
5月	53%	52%	44%
6月	53%	46%	54%
7月	58%	49%	38%
8月	45%	41%	56%
9月	49%	62%	59%
10月	63%	51%	66%
11月	60%	40%	29%
12月	51%	57%	49%
1月	44%	44%	43%
2月	51%	37%	48%
3月	63%	61%	71%

14 発電設備の停止期間

焼却設備の停止期間は別紙1運転計画（案）のとおりである。

15 入札時における契約希望単価

積算内訳書に記載する金額は、予定売却電力量に対する電力量料金の契約希望単価（0.01円単位で設定する1kWh当たりの単価とする。ただし、料金の設定区分に応じて単

一の単価とし、消費税等を含まない。)を記載すること。なお、積算の根拠となる積算内訳書(別紙)を入札書に添付して提出すること。

※ 入札額の算出式

次の(1)~(3)の合計とする。なお、各区分については、別紙「大垣市クリーンセンター余剰電力売却契約書(案)」に基づくものとし、各区分における予定売却電力量については、仕様書の(資料2) 令和7年度予定売却電力量を参照すること。

- (1) 平日昼間時間(夏季)電力量×平均昼間時間(夏季)電力量の料金単価
- (2) 平日昼間時間(その他季)電力量×平日昼間時間(その他季)電力量の料金単価
- (3) その他時間電力量×その他電力量の料金単価

※ 料金を計算する場合の単位及びその端数処理は、次のとおりとする。

- ① 電力量1キロワット時の単価の単位は、最小単位を0.01円とする。
- ② 料金計算における金額の単位は、1円単位とし、1円未満の端数は切り捨てとする。
- ③ 消費税及び地方消費税額の単位は、1円単位とし、1円未満の端数は切り捨てとする。

16 その他

(1) 予定売却電力量

- ① 予定売却電力量は、運転計画(案)の変更、焼却炉及び発電設備の運転状態もしくは故障等により変動する可能性があるが、発注者はその予定売却電力に拘束されるものではなく、何らの義務を負うものではないものとする。ただし、大幅に変動が見込まれるときは、速やかに状況等を連絡する。
- ② 本仕様書の予定売却電力量は、タービン整備等による運転停止期間等を見込んだ数値である。

(2) 計量器及び通信装置

- ① 当施設には、スマートメーターが設置済である。(一般送配電事業者財産)
 - ② 受注者が料金の算定等に新たに必要な計量器及び通信装置の設置に要する費用は、全て受注者が負担するものとする。また、取付けに関して既設設備で改造等が必要な場合は、一切の費用を受注者にて負担するものとする。
 - ③ 受注者が設置した計量器及び通信装置が不要となった場合は、受注者の負担にてこれを撤去するものとする。
 - ④ 受注者が設置する計量器及び通信装置の設置場所は、無償で貸与する。ただし、設置場所等は、事前に発注者と受注者の協議により定めるものとする。
 - ⑤ 受注者が設置した通信装置の消費する電力及び通信に係る費用については、受注者がこれを負担するものとする。
- (3) 本仕様書に定めのないその他の供給条件については、当該地域を管轄する一般送配電事業者の定めに準ずるものとし、発注者と受注者の協議により定めるものとする。
 - (4) 本仕様書における「売却電力」は、単位時間当りの売却電力量である。
 - (5) 入札金額に系統連系受電サービス料金の金額は考慮しないこと。契約書にて、余剰電力量に対する電力量料金の支払いの中で系統連系受電サービス料金等の支払いを相殺処理としている。